

田川広域水道企業団競争入札参加者の総合点数算出基準

令和5年12月1日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、一般競争入札及び指名競争入札に関する基準（令和5年告示第10号）第1第4項の規定に基づき、総合点数の算出基準を定めるものとする。

(順位付けの対象者)

第2条 この基準により順位付けを行う者は、管内業者（主たる営業所（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所をいう。）を田川市、川崎町、糸田町及び福智町（以下「構成団体」という。）内に有する者をいう。）のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める次の工事種別で登録する者とする。

(1) 水道施設工事

(2) 管工事

(総合点数の算出基準日)

第3条 総合点数を算出する基準日（以下「基準日」という。）は、4月1日とする。

(総合点数)

第4条 総合点数は、客観的事項の点数と主観的事項により算出した点数とを合計した点数とする。

(客観的事項)

第5条 客観的事項の点数は、競争入札に参加する者の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査の建設工事の種類別総合評定値（以下「経審点数」という。）とする。

(主観的事項)

第6条 主観的事項の点数は、次の各号に掲げる項目に応じ、それぞれ当該各号に定める方法で算出した点数の合計とする。この場合において、算出した点数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 工事成績評定による点数 競争入札に参加しようとする者が、基準日の属する年の前3か年に完成した契約金額が200万円を超える工事について、1年ごとに工事成績評定点の平均値に基づき、別表により算出した点数の3か年の平均値。なお、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）にあつては、JVの工事成績評定点を、

その構成員の工事成績評定点とする。

- (2) 指名停止に対する減点 競争入札に参加しようとする者が基準日の前年に企業団から指名停止の措置を受けた場合は、当該指名停止期間の月数にマイナス10点を乗じて得た点数。ただし、指名停止の期間が1か月未満の場合は1月とし、1か月を超えた指名停止期間に1月に満たない期間があるときは、これを切り捨てるものとする。

(順位付け)

第7条 順位付けは、次に定める方法によるものとする。

- (1) 構成団体の区域ごとに行う。
- (2) 総合点数の高いものから順に行うものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、新規登録業者（過去2か年度の間に登録されたことがないもの）は最下位とする。
- (4) 前号の規定により最下位に位置付けられた者の順位付けは、総合点数の高いものから順に行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、田川広域水道企業団建設業者指名委員会に諮り決定するものとする。

(順位付けの有効期間)

第8条 順位付けの有効期間は、基準日から基準日の属する年の翌年の3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年度の順位付けにおいては、第6条第1号の規定は適用しない。

附 則

この告示は、令和7年3月10日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

加減	減点（－）			加減点 なし	加点（＋）					
	5.5点 未満	5.5点 以上 6.0点 未満	6.0点 以上 6.5点 未満		6.5点 以上 7.0点 未満	7.0点 以上 7.5点 未満	7.5点 以上 8.0点 未満	8.0点 以上 8.5点 未満	8.5点 以上 9.0点 未満	9.0点 以上
工事成績 評定平均 値										
加減点数	1.5	1.0	0.5	0	3	6	9	12	15	